# 様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に、学長が定める割合を増減できるとしている。

# 役員報酬基準の改定内容

# 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年	F間報酬等の	総額			就任·退伯	壬の状況	前職
1又七		報酬(給与)	賞与	その他	(内容)	就任	退任	月り和以
	千円	千円	千円	千円				
法人の長	17,970	12,792	5,178	0				
	千円	千円	千円	千円				
A理事	13,265	9,408	3,808	49	(通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円				
B理事	14,234	10,116	4,094	24	(通勤手当)			
•	千円	千円	千円	千円				
C理事	13,294	9,408	3,808	78	(通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円	h'' (本本 )			
D理事	14,621	8,736	3,916	68 (通 816 (単	2域手当) (勤手当) (身赴任手当)			
	千円	千円	千円	千円				
E理事	14,260	10,116	4,095	49	(通勤手当)			
F理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	672	672	0	0		5月1日		
a ##	千円	千円	千円	千円				
G監事	12,358	8,736	3,536	86	(通勤手当)		3月31日	
H監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	420	420	0	0				

地域手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の地域手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。

(国家公務員の地域手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである。)

退職公務員「\*」、役員出向者「」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*」、該当がない場合は空欄

<sup>「</sup>前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

# 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	法人での在職期間 注		業績勘案率	摘	要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし		
理事	千円	年	月			該当者なし		
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		
監事	千円	年	月			該当者なし		
<b>監事</b> (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		

<sup>「</sup>前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*」、 該当がない場合は空欄。

# 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を図り、職員数の抑制を図る。

# 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 「勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び 勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

(日じ一一、 エルリカルスが只ん	
給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における その者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
	特に勤務成績が優秀で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の給に降格させることができる。

# ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与法改正に準じて以下の改定を行った。

- ·若年層に限定し本給表を引上げた。(中高齢層は据え置き)
- ・若年層の本給表引上げに伴い本給の調整額の見直しを行った。
- ・配偶者以外の扶養親族(子等)に係る扶養手当の月額を各1人500円引上げた。
- ・賞与(勤勉手当分)を年間で0.05月分引上げた。
- ・平成18年度から特定職員(一般職(一)7級以上、教育職(一)5級以上、教育職(二)4級以上、教育職(三)4級以上、医療職(一)7級以上、医療職(二)6級以上)について国家公務員の基準と同様に新昇給制度を適用したが、平成19年度からは全職員へ適用した。

# 2 職員給与の支給状況

## 職種別支給状況

			平成:	19年度の年	間給与額(	
区分	人員	平均年齡	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
币勤唨貝	1,912	44.8	6,964	5,040	44	1,924
声双 计供	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術	417	43.7	5,610	4,101	59	1,509
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	933	48.5	8,554	6,144	45	2,410
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	333	37.5	4,970	3,642	31	1,328
++ AF 24 75 RM 1=	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能·労務職種	23	54.9	5,151	3,773	62	1,378
<b>冶市</b> 咖啡	人	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種 人	17	49.7	7,806	5,642	0	2,164
½=++π₩1∓	人	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	23	47.5	5,960	4,340	0	1,620

教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属高校教員)	23	38.4	6,958	5,137	50	1,821
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属義務教育学校教員)	56	36.2	5,929	4,387	21	1,542
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(医療技術職員)	86	40.7	5,283	3,862	51	1,421
その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(看護師)	1					

常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

<sup>「</sup>教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。 「その他医療職種(看護師)」については該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、人数以外 は記載していない。

41-24		人	歳	千円	千円	千円	千円
非肝 	的動職員	111	37.1	3,727	2,823	50	904
_	= Zb ++/-	人	歳	千円	千円	千円	千円
	₮務·技術	34	49.0	3,357	2,484	65	873
孝	<b>教育職種</b>	人	歳	千円	千円	千円	千円
	大学教員)	1					
3	医療職種	\	歳	千円	千円	千円	千円
	院看護師)	35	24.5	3,388	2,500	16	888
11.6		人	歳	千円	千円	千円	千円
技能	┊· 労務職種	12	48.3	3,772	2,786	61	986
3	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	医療技術職員)	22	29.7	3,625	2,711	75	914
4.		人	歳	千円	千円	千円	千円
<u></u>	寺任職員 	7	46.4	7,455	6,372	39	1,083

<sup>「</sup>教育職員(大学教員)」については該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、人数以外は記載 していない。

<sup>「</sup>医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

<sup>「</sup>技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ポイラ-技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

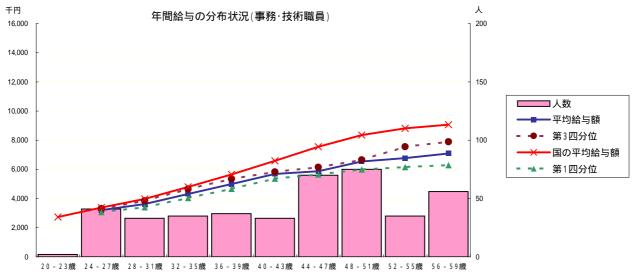
<sup>「</sup>教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

<sup>「</sup>医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

<sup>「</sup>特任職員」とは、教育研究上の業務、又は、大学の運営に従事することが特に必要であると学長が認めた者を示す。

<sup>「</sup>在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は、該当者がいないため省略した。

# 年間給与の分布状況(事務·技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。]

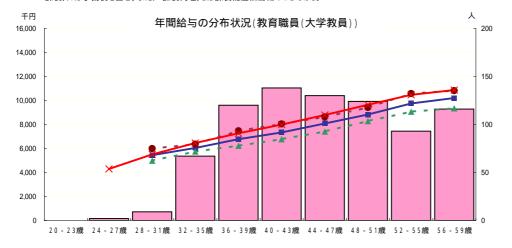


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	55.0	—	10,160	
課長	25	54.7	7,850	8,069	8,283
課長代理	30	52.7	6,777	7,178	7,591
係 長	176	49.2	5,832	6,105	6,369
主 任	73	42.7	4,850	5,248	5,620
係 員	109	30.1	3,228	3,665	4,052

上記分布状況中、20歳-23歳の該当者は2人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため年間給与額については表示していない。 「部長」の該当者が4人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため年間給与額の第1・3分位については表示していない。 「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

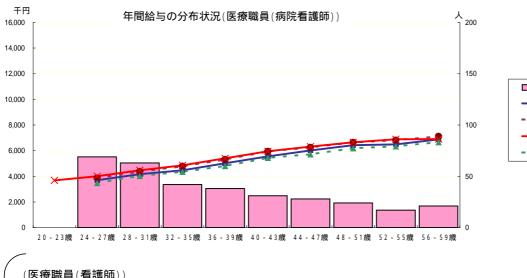




(教育職員(大学教員))

(我月백史(八丁我史))					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
フリカリカルでから カルーフ	八貝	十圴十四7	第1分位	十均	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教 授	356	56.3	9,721	10,337	10,938
准 教 授	273	46.0	7,647	8,152	8,722
講師	73	46.2	7,254	7,822	8,443
助 教	221	40.2	6,000	6,375	6,817
助手	3	39.2	—	5,379	
教務職員	7	43.5	4,691	5,345	6,028

上記分布状況中、24歳-27歳の該当者は2人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため年間給与額については表示していない。 助手の該当者が3人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため年間給与額の第1・3分位については表示していない。



# \_\_\_\_\_\_人数 — 平均給与額 ● = 第3四分位 - 国の平均給与額 ▲ = 第1四分位

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
7) 10 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	八貝	十约十四7	第1分位	Tが	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看 護 部 長	1		—		
副看護部長	4	56.3		7,593	
看 護 師 長	27	52.9	6,547	6,720	6,946
副看護師長	62	45.1	5,624	5,958	6,330
看護師	238	33.3	3,846	4,408	4,816
准看護師	1				

「看護部長」及び「准看護師」の該当者はそれぞれ「名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため年間給与の平均額は表示していない。 「副看護部長」の該当者は4人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務·技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)

(事務・技術職員)

( <del>17</del> 17) ]2	<u> </u>						
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		係員	係員·主任	主任·係長		課長代理· 課長	課長·部長
人員	人 417	人 54	人 64	人 219	人 44	人 22	人 11
(割合)		( 12.9%)	( 15.3%)	( 52.5%)	( 10.6%)	( 5.3%)	( 2.6%)
年齢(最高・最低)		歳 44 - 23	歳 52 - 27	歳 58 - 35	歳 59 - 43	歳 59 - 40	歳 59 - 48
所定内給 与年額 (最高·最低)		千円 2,853 - 1,921	千円 3,957 - 2,388	千円 4,944 - 3,017	千円 5,981 - 4,015	千円 6,142 - 5,075	千円 6,341 - 5,842
年間給与額(最高・最低)		千円 3,910 - 2,640	千円 5,407 - 3,265	千円 6,799 - 4,136	手円 8,036 - 5,600	千円 8,291 - 7,134	千円 8,641 - 7,994

区分	7級	8級	9級	10級
標準的 な職位	部長	部長、事務局長	部長、事務局長	部長、事務局長
人員	3		Α	Α.
(割合)	( 0.7%)	( %)	( %)	( %)
年齢 (最高・最低)	歳 59 ~ 50	歳	歳	歳
所定内給 与年額 (最高·最低)	千円 8,607 - 6,803	千円	千円	千円
年間給与額(最高・最低)	千円 11,679 - 9,621	千円	千円	千円

8・9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6 級
標準的 な職位		教務職員	助教·助手	講師	准教授	教授	教授
人員	933	人 7	人 224	人 73	人 273	人 356	\ \
(割合)		( 0.8%)	( 24.0%)	( 7.8%)	( 29.3%)	( 38.2%)	( %)
年齢 (最高・最低)		歳 55 - 32	歳 61 - 26	歳 61 - 33	歳 64 - 31	歳 64 - 39	歳
所定内給 与年額 (最高·最低)		千円 4,584 - 3,339	千円 5,608 - 2,688	千円 6,680 - 3,885	千円 7,391 - 4,048	千円 9,371 - 4,652	千円
年間給与額(最高·最低)		千円 6,338 - 4,576	千円 7,539 - 3,678	千円 9,131 - 5,354	千円 10,091 - 5,561	千円 13,138 - 6,556	千円

<sup>6</sup>級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的 な職位		准看護師			看護師長、 副看護部長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員	333	人 1	238	人 65	人 25	人 3	人 1	\ \
(割合)		( 0.3%)	( 71.5%)	( 19.5%)	( 7.5%)	( 0.9%)	( 0.3%)	(%)
年齢 (最高・最低)			歳 57 - 24	歳 58 - 31	歳 59 - 41	歳 59 ~ 51	歳	歳
所定内給 与年額 (最高·最低)			千円 4,802 - 2,342	千円 5,125 - 3,421	千円 5,170 - 4,144	千円 5,797 - 5,651	千円	千円
年間給与額(最高·最低)			千円 6,659 - 3,219	千円 7,073 - 4,645	千円 7,182 - 5,618	千円 7,944 - 7,613	千円	千円

<sup>1</sup>級及び6級の該当者はそれぞれ1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため「年齢(最高・最低),以下の事項について記載していない。 7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)

事務·技術職員

<b>400 1X</b>	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	65.6	67.2	66.5
管理		%	%	1
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4	32.8	33.5
		%	%	%
	最高~最低	44.2~31.7	43.5~30.0	43.4~30.9
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
一般 職員	年又和力(两个伯当)	66.2	67.9	67.1
		%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8	32.1	32.9
		%	%	%
	最高~最低	39.0~31.0	37.4~29.2	37.7~30.0

教育職員(大学教員)

X E W E	(人子教員)			
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	一年又紹介(朔木伯ヨ)	63.7	65.3	64.6
管理		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.3	34.7	35.4
		%	%	%
	最高~最低	45.7~32.1	43.5~30.2	43.4~31.1
	/#-T-/A /\\ /#0-T-40\\\\	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	67.7	66.9
		%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	32.3	33.1
		%	%	%
	最高~最低	38.1~30.9	37.4~29.2	37.7~30.0

### 医療職員(看護師)

			夏季(6月)		4.1	
	区分			冬季(12月)	計	
	/=-	+ ^^ / \	%	%	%	
	一年3	支給分(期末相当)	62.0	65.1	63.6	
管理			%	%	%	
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		38.0	34.9	36.4	
			%	%	%	
		最高~最低	43.1~33.6	40.3~31.8	41.6~33.8	
	一律支給分(期末相当) 查定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%	
			65.8	67.3	66.6	
一般			%	%	%	
職員					33.4	
			%	%	%	
		最高~最低	38.1~29.9	37.4~27.1	37.7~29.5	

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務·技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)

# (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))81.5対他の国立大学法人等94.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 92.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))94.0対他の国立大学法人等97.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

# 給与水準の比較指標について参考となる事項

# 事務·技術職員

項目		内容				
	対国家公務員	81.5				
指数の状況			地域勘案	87.4		
3422 5 17 17 17		参考	学歴勘案	80.9		
			地域·学歷勘案	87.2		
給与水準の適切性の 検証	(国からの財政 19年度予算) 【累積欠損額に 累積欠損額の 【検証結果】 本学では、国家	額に占める国か 支出額 18,465 こついて】 円(平成18年度 R公務員給与を	決算)	予算の総額 42,574,284,000円:平成 の重要方針,を踏まえた人件費削減		
講ずる措置	今後も、中期計	今後も、中期計画に定めた人件費削減を達成するよう取り組む。				

# 医療職員(病院看護師)

項目			内容			
	対国家公務員	94.0				
指数の状況			地域勘案	92.2		
		参考	学歴勘案	93.5		
			地域·学歷勘案	91.3		
給与水準の適切性の 検証	上記事務·技術	所職員と同様				
講ずる措置	上記事務·技術	職員と同様				

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

92.7

## 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増	浉	苋	中期目標期間 16年度)からの	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円		(%)	千円	(%)
REDWITH X CE IIIE XI 、 CE IIII (A)	16,382,908	16,504,548	121,640	(	0.7)	388,435	( 2.3)
退職手当支給額	千円	千円	千円		(%)	千円	(%)
(B)	2,008,635	2,183,953	175,318	(	8.0)	759,394	(60.8)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円		(%)	千円	(%)
(C)	3,696,424	2,859,854	836,570	(	29.3)	1,298,305	(54.1)
福利厚生費	千円	千円	千円		(%)	千円	(%)
(D)	2,361,157	2,373,494	12,337	(	0.5)	40,801	( 1.8 )
最広義人件費	千円	千円	千円		(%)	千円	(%)
(A + B + C + D)	24,449,124	23,921,849	527,275	(	2.2)	1,710,065	( 7.5 )

<sup>「</sup>非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額 と一致しない

## 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、職員退職後の採用抑制及び超過勤務の縮減により前年度に比べ約0.7% の減となった。
- ・「最広義人件費」については、役員、教育職の退職者数減により退職手当が減少したが、附属病院における7対1 看護体制整備に伴う看護師の増員及び外部資金等で雇用する教職員の増加並びに賞与引当金繰入額、退職 給付引当金繰入額を計上したことにより約2.2%の増となった。

行革推進法「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

- )中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
  - 中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された実行計画を踏まえ、 人件費削減の取組を行うことが示された。
- )中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。 )人件費削減の取組の進ちょく状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	17,107,927	16,504,548	16,382,908
人件費削減率 (%)		-3.5	-4.2
人件費削減率(補正値) (%)		-3.5	-4.9

<sup>「</sup>人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ、0% 0.7%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

# 法人が必要と認める事項

特になし

<sup>「</sup>退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員にかかる退職手当支給額を計上している。